

報道関係者 各位

令和4年3月14日

【照会先】

雇用環境・均等局 職業生活両立課

課長 古瀬 陽子

課長補佐 加藤 明子

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7862)

(直通電話) 03(3595)3274

雇用環境・均等局 雇用機会均等課

課長 石津 克己

課長補佐 鈴木 里美

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7905)

(直通電話) 03(3595)3272

子育てサポート企業「くるみんマーク」が新しくなります！ 新たな認定制度「トライくるみん認定」・ 不妊治療と仕事との両立企業に「プラス」もスタート！

厚生労働省は、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）施行規則を改正し、認定基準を改正するとともに、新たな認定制度「トライくるみん」を創設し、令和4年4月1日から施行します。

さらに、不妊治療と仕事との両立に取り組む企業を認定する「プラス」制度を新設します。

新設する「プラス」のマークと愛称は、広く一般に公募し、マーク81点、愛称134点の応募の中から、選考委員会での検討等を経て決定しました。

●今回の改正のポイント（併せて、別紙もご参照ください）

改正点1 くるみん認定及びプラチナくるみん認定の認定基準を引き上げます。

- 「くるみん認定」は、次世代法に基づき、一定の要件を満たした企業が、子育てサポート企業として受けることができる認定制度です。令和4年4月1日から、男性の育児休業等取得率の引き上げなど認定基準が改正されます。
- 「くるみんマーク」はくるみん認定を受けた企業が使用できるマークです。認定基準の引き上げに伴いマークが改正されます。新しい「くるみんマーク」は、令和4年4月1日以降に、新基準の下で認定を受けた企業が使用できます。
- 「プラチナくるみん認定」は、くるみん認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い、一定の要件を満たした場合受けることができる認定制度です。令和4年4月1日から、男性の育児休業等取得率の引き上げなど認定基準が改正されます。マークの変更はありません。

改正点2 くるみん認定及びプラチナくるみん認定の認定基準の引き上げを踏まえ、新たな認定制度「トライくるみん」が新設されます。トライくるみんの認定基準は、現行のくるみん認定と同様です。

改正点3 不妊治療と仕事との両立がしやすい環境整備に取り組む企業を認定する制度を新設します。3種類のくるみんマークに、それぞれ「プラス」が追加されます。

認定を受けるとマークを商品や広告、企業のウェブサイトなどに使用することができ、子育てサポート企業、不妊治療と仕事との両立に取り組む企業であることのアピールや、企業イメージの向上などに繋がることが期待できます。

厚生労働省は、企業において子育てや不妊治療等を行う労働者が職業生活と家庭生活の両立を図ることができる職場環境の整備が推進されるよう、周知啓発、取り組み支援を図っていきます。

別紙 改正後の「くるみん」と認定基準

参考資料 リーフレット「令和4年4月1日からくるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されます！新しい認定制度もスタートします！」

改正後の「くるみん」と認定基準

子育てサポート企業の認定制度（改正点 1、2 関係）

●くるみん認定

認定基準とマークを改正します。新くるみんマークは、「おくるみ」の色が淡いピンク色です。



男性の育児休業等の取得に関する認定基準

次のいずれかを満たしていること。

- ・男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が**10%**以上であること。
- ・育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて**20%**以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

（注1）当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していることが必要です。

（注2）労働者数300人以下企業の特例あり

●トライくるみん認定

新たにスタートする認定制度です。トライくるみんマークは、「おくるみ」の色が淡い黄緑色です。



男性の育児休業等の取得に関する認定基準

次のいずれかを満たしていること。

- ・男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が**7%**以上であること。
- ・育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて**15%**以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

（注）労働者数300人以下企業の特例あり

●プラチナくるみん認定

認定基準を改正します。マークの変更はありません。



男性の育児休業等の取得に関する認定基準

次のいずれかを満たしていること。

- ・男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が**30%**以上であること。
- ・育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて**50%**以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

（注1）労働者数300人以下企業の特例あり

（注2）プラチナくるみんを取得した企業は、その後の行動計画策定・届出の代わりに「次世代育成支援対策の実施状況」について毎年少なくとも1回、公表日の前事業年度の状況を「両立支援のひろば」で公表する必要があります。

不妊治療と仕事との両立の取り組みを推進する企業の認定制度（新設）（改正点3関係）

●くるみんプラス認定、トライくるみんプラス認定、プラチナくるみんプラス認定

「くるみん」認定企業が、不妊治療と仕事との両立にも取り組む場合に付与する認定マークです。3種類のくるみに追加して、「くるみんプラス」「トライくるみんプラス」「プラチナくるみんプラス」と称し、以下のマークとします。

「くるみんプラス」



「トライくるみんプラス」



「プラチナくるみんプラス」



デザインの制作者：泉沢 千晴さん（東京都在住、グラフィックデザイナー）

デザイン制作意図：不妊治療を受けながら仕事をする方を会社の上司、同僚等がサポートし、みんなで支えていくようなデザインにしました。支えている手がハートになって、どんどん繋がっていくことでサポートの輪が会社や世の中全体に広がっていく。そして、みんなの幸せになる。そんな様子を表しています。

愛称の制作者：井口 仁長さん（岐阜県在住、自営業）
築島 あゆみさん（神奈川県在住、団体職員）
堀内 智子さん（神奈川県在住、会社員）

愛称制作意図：既存のくるみに新たにプラスして不妊治療と仕事との両立を支援しているイメージの言葉を選びました。
※ 愛称は3名の方から応募があり、採用となりました。

不妊治療と仕事との両立に関する認定基準

（1）次の①及び②の制度を設けていること。

① 不妊治療のための休暇制度

② 不妊治療のために利用することができる、半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワークのうちいずれかの制度

（2）不妊治療と仕事との両立に関する方針を示し、講じている措置の内容とともに社内に周知していること。

（3）不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組が実施されていること。

（4）不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じる担当者を選任し、社内に周知していること。

※ 各「プラス」認定を受けるためには、上記認定基準に加えて、受けようとするくるみの種類に応じた認定基準を満たしている必要があります。